



広報
社協だより

みたけ 社協だより

No. 111

2020年
8月1日発行

社会福祉法人
御嵩町社会福祉協議会

〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地10
電話 0574-67-6710 FAX 0574-67-8102
E-MAIL m-syakyo@beach.ocn.ne.jp
ホームページ <http://mitake-syakyo.jp/>

つながりを絶やさないために —新型コロナウイルス感染症の影響の中で—



左から御嵩公民館佐曾利館長、小栗会長

御嵩公民館佐曾利館長様より御嵩公民館へ寄付されたマスクを頂きました。また、各地区公民館にもマスク等回収箱の設置にご協力を頂きました。

このほかにも町内の皆様からは、手作りのマスクや使い捨てのマスクなど沢山の寄付を頂きました。多くの方にご協力いただき、ありがとうございました。

もくじ

○令和元年度事業報告及び一般会計収支決算報告	2、3
○令和2年度社会福祉協議会会費募集	4
○ボランティアセンターだより ボラ♪通信	5
○社協の取り組みの報告、各種相談日のご案内	6
○日常生活自立支援事業のご案内	7
○善意の寄付、令和2年度敬老会中止のお知らせ	8



この広報紙は、皆様からの
会費を財源として発行しています。

社協
ホームページ



社協
facebook



社協
インスタグラム



令和元年度 事業報告



社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた御嵩町で安心して暮らせる支え愛のあるまちづくりを進めていくために、岐阜県社会福祉協議会や御嵩町からの補助金等に加え、皆様にご協力いただく会費や寄付金・共同募金の配分金等を財源として、関係機関や団体、ボランティア、そして多くの町民の皆様の参加と協力を得て、下記の事業を実施させていただきました。

法人運営事業

- 理事会（4回）、評議員会（3回）、監査（1回）
- 社協会費協力依頼（4,198,300円）
- 部会（広報・地域福祉）の開催（7回）

共同募金事業

- 共同募金運動（個別募金、街頭募金）
3,931,847円
- 春のつどい（参加者 112名）
※1人暮らし高齢者の方を対象とした五平田会
- 食事サービス事業（3月分）
- 東濃実業高等学校まごころ弁当（112食）
- 希らりウォーク（2回 参加者115名）
※障がい者の方を対象とした日帰り旅行
- 福祉協力校活動費助成（町内小中高校 8校）
- 社協だよりの発行（8月分）
- 福祉まつりの開催（いきいき健康まつりと共に）
- クリスマス子ども映画会の開催（参加者70名）
- ふれあい年賀状（訪問介護利用者やボランティアへ）
- 福祉講演会の開催（参加者210名）



福祉講演会の開催

地域福祉事業

- 食事サービス事業（配食数 延べ903食）
※1人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等対象
- 福祉体験学習（参加1校 参加者36名）
※小中高校生を対象とした福祉施設での1日体験
- 電動ベッド・車椅子の貸出（貸出件数64件）
- 福祉車両の貸出（貸出回数347回）
※車椅子のまま乗降できる車両の貸出
- 支部社協活動への支援
- 福祉委員の委嘱（70自治会89名）
- 福祉委員役割説明会の実施（町内4地区）
- 婚活事業「きらり婚」
(2回開催 参加者32名、カップル成立7組)



食事サービス事業

受託事業

- 敬老会の開催（参加者398名）
- 高齢者センター事業による訪問介護員の派遣（696回）
※介護保険外の方への生活支援や安否確認
- 生活福祉資金の貸付事業
(相談件数11件、貸付中23件)
- 日常生活自立支援事業の実施（利用者15名）
- お宝探しから始まる地域づくり講座
「地域のお宝を見つけよう」の開催（4回 参加者71名）
- げんきボランティア65（登録団体25団体、329人）

介護保険事業

- 訪問介護事業（訪問介護員派遣 11,141回）
- 居宅介護支援事業（ケアプランの作成 1,403件）
- 介護でんわ相談（7件）

ボランティアセンター事業

- ボランティア連絡協議会の開催
- ボランティア登録・派遣
- ボランティア保険の加入助成
- ボラ♪通信の発行（4回）
- ボランティア相談（11件）
- 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施（参加者60名）
- ちょっと支え合い活動（19件）

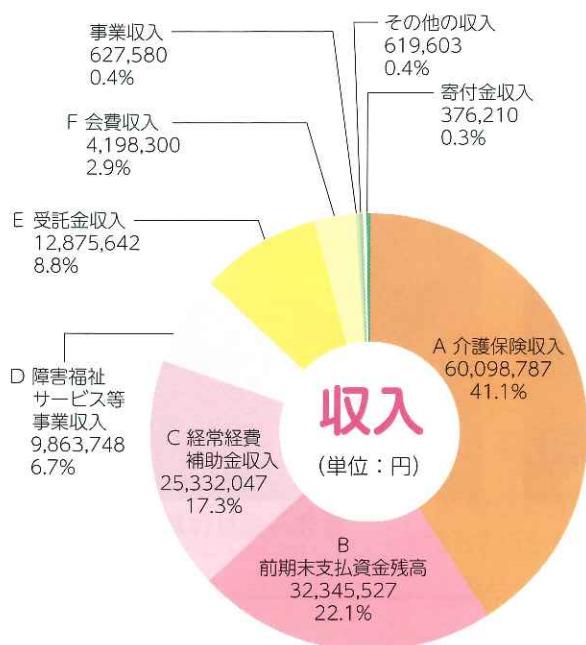
障がい福祉サービス事業

- 障がい福祉サービス事業
(障がい者の方への訪問介護員派遣 1,988回)
- 地域生活支援サービス
(障がい者の方の外出に伴う訪問介護員派遣 373回)
- 特定相談支援事業
(障がい者の方へのサービス計画の作成 123件)

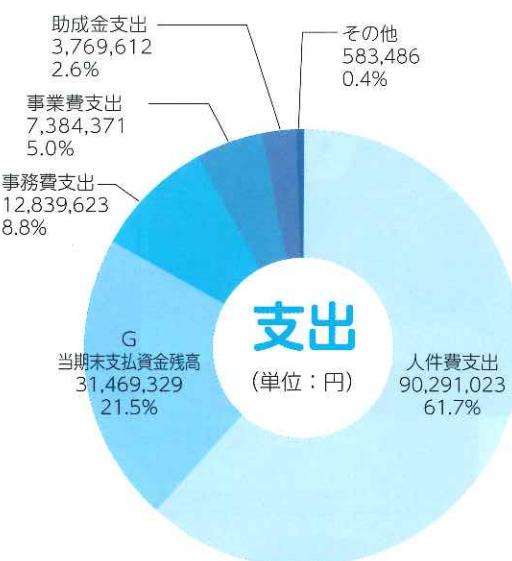


災害ボランティアセンター 立ち上げ訓練

令和元年度 一般会計収支決算報告



ひとめでわかる
協の
お財布の中身



収支同額 **146,337,444円**

～収支項目の説明～

- A 介護保険による訪問介護・ケアプラン作成の報酬等
- B 前年度からの繰越金
- C 町からの補助金(事務局職員の人件費等)、共同募金の配分金
- D 障害者総合支援法に基づく収入
(障がいの方がヘルパーを利用した際の自己負担分や町の負担)

- E 県や町からの委託を受けて事業を実施するためのお金
- F 町民や企業の皆様にご協力いただいた会費
- G 次年度繰越金

令和2年度 社協会費の納入にご協力お願いします

受付期間 8月1日から8月31日まで

～皆様からの会費が地域福祉事業を支えています～

社会福祉協議会では御嵩町のすべての住民の方が安心して暮らすことを目的として、「お互いに支えあう」住民参加の福祉活動をすすめています。

社会福祉協議会の行う地域福祉事業は皆様からの会費や寄付金・共同募金によって運営されていますので、それを基に地域に向けて様々な福祉事業を行うことで還元していきます。この貴重な会費が「福祉のまちづくり」の基礎となります。

今年も自治会長様を通じて会費の納入のお願いをさせていただきますので、社協活動にご理解とご協力をお願いいたします。また、町内の事業所・団体の皆様には別途お願いをさせていただきます。

社協会費

一般会費 (世帯)	1□ 1,000円から
特別会費 (会社・事業所)	1□ 5,000円から
団体	1□ 3,000円から

令和元年度 ご協力いただいた会費の総額 4,198,300円

下記の事業の財源として使わせていただきました



食事サービス事業の実施



夏休み福祉体験学習



福祉車両の貸出



他にも

- 支部社会福祉協議会への活動支援
- 車椅子、電動ベッドの貸出
- 婚活イベント「きらり婚」の開催など

私たちの活動の趣旨をご理解いただき、会費の納入にご協力を賜りますようお願いします。

ボランティアセンターだより

ボラ♪通信 NO.63

ボランティア登録者数

令和2年6月15日現在

個人登録 58名

団体登録 62団体

古切手の回収にご協力ありがとうございます!

皆様にご協力をいただき回収いたしました古切手が、6月末までの1年間で1.5kg集まりましたので、下記の団体に送付しました。

● NPO法人 誕生日ありがとう運動本部

(知的ハンディ問題の社会啓発活動)

※毎年、送付しています「キリスト教海外医療協力会」は新型コロナ感染防止のため回収を休止していますので、今回は送付していません。

古切手は送付先の団体の手によって、切手キーホルダーやしおりなどに生まれ変わり、その販売収益が団体の活動費用となります。

古切手は引き続き回収をしていますので、皆様のご協力をお願いいたします。



切手の切り方

ギザギザ部分を切らないよう、周りを5mmから1cmぐらい残して切る。
(封筒から剥がす必要はありません。)



※はがきに印刷されているものは切手ではありません。

※長い間、保管されていたものは、汚れが付着している場合がありますので確認してください。

回収BOX

防災コミュニティセンター、希らり館、各地区公民館の窓口に設置しています。

アームカバーを作っていただきました!

普段、障がい者施設で繕い物をしていただいているボランティア「こぶしの会」の方に、活動ができないステイホーム期間を利用してアームカバーを作っていただきました。

このアームカバーは、社協の食事サービス事業でお弁当作りをしてくださるボランティアの方々に使っていただきます。

ご協力いただきありがとうございます。



ボランティアに関する相談・お問い合わせは…

御嵩町社会福祉協議会 ボランティアセンター

御嵩町防災コミュニティセンター内 ☎42-8233 担当／奥村・長田

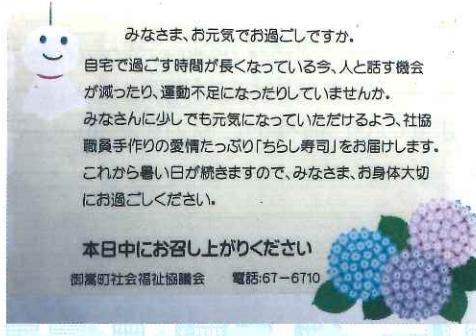
新型コロナウイルス感染症の影響の中での 社協の取り組み

令和2年度のスタートは、新型コロナウイルス感染症との長期にわたる戦いの始まりでもありました。新型コロナウイルス感染症は、日本国内だけではなく、世界各国にも大きな影響を及ぼしました。

これまで、私たちが当たり前のように行っていた「人と会って話すこと」や「外出すること」などは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、制限せざるを得なくなりました。

御嵩町社会福祉協議会でも、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎月実施している食事サービス事業（4.5.6月実施分）等が中止となるなど、自粛生活の長期化は人ととのつながりの活動にも影響をもたらしました。

そこで、御嵩町社会福祉協議会では、食事サービス利用者の方へ社協職員手作りのちらし寿司の配食と町内の皆様方から未使用のマスク等をご寄付いただき、必要とされる方へお届けする取り組みを実施しました。



各種相談日のご案内

お受けしたご相談の個人情報は、適切に扱い秘密は厳守します。

8月の相談日							
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23 30	24 31	25	26	27	28	29	

9月の相談日							
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				

10月の相談日							
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

名 称		対 象	相談員	日時、場所
	介護でんわ相談	介護に関する悩みや困り事のある方	介護支援専門員	日時：毎月第2火曜日 午前9時～午後4時 場所：希らり館 電話：68-1877（直通）
	ボランティア相談	ボランティアをしたい方、手伝って欲しい方などボランティア全般	ボランティアコーディネーター	日時：毎月第4水曜日 午前9時～午後4時 場所：御嵩町防災コミュニティセンター 電話：42-8233

相談日以外にも、随時相談をお受けします。

地域で安心して暮らせるよう支援します ～日常生活自立支援事業～

高齢や障がいによって自分で判断する能力に不安がある方々を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いをすることで、地域の中で安心して暮らすことができるよう支援をすることを目的としています。

このようなことでお困りではありませんか？



- 福祉サービスの利用の仕方がわからない。
- 郵便物の内容がわからない。
- 公共料金や医療費の支払い、銀行などの払い戻しがうまくできない。
- 通帳や印鑑、大切な書類を紛失してしまう。

サービス内容

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの利用に関する相談や情報提供
- 福祉サービスの利用申し込みに必要な手続き
- 福祉サービスの利用料を支払う手続き

書類等の預かりサービス

- 年金証書、定期預金証書、権利書、実印、銀行印等を貸金庫で保管



日常的金銭管理サービス

- 年金等の受領に必要な手続き
- 医療費を支払う手続き
- 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- 預貯金の出入れや解約の手続き

利用方法（相談からサービス開始まで）

- ① 本人、家族、民生児童委員、ケアマネジャー等が社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会へ相談する。
- ② 社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会の専門員が本人を訪問し、聞き取り面接をする。
 - ・本人の生活状況を確認し、サービス内容を説明する。
- ③ 本人の利用意思を確認する。
 - ・契約書、支援計画を作成する。
- ④ 契約書の締結をする。
- ⑤ 生活支援員による援助が始まる。
 - ・支援計画に基づいて、生活支援員がサービスを提供する。



利 用 料

- 福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス 1時間1,000円
- 書類等の預かりサービス 1ヶ月500円

※ただし、生活保護を受給されている方は無料です。

相 談 窓 口

- 社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会 電話 67-6710 (担当：鍵谷)

善意のご寄付及び災害義援金への 皆様のあたたかいお気持ち ありがとうございました

令和2年5月1日から7月3日までに、次のとおりの本会へのご寄付や被災地への義援金をお預かりしました。皆様からの温かい篤志は大切に使わせていただきます。また、義援金は各被災県の共同募金会を通じて、被災された方々へ配分されます。ありがとうございました。

<寄付金>

匿名様	100,000円
匿名様	10,000円

<令和元年台風19号災害義援金>

希らり館内募金箱	1,598円
----------	--------

<物品>

株式会社 尾張紙業 様	切手 (1,471円)
匿名様	オムツ 他
匿名様	ポータブルトイレ
匿名様	タオル

匿名様	押し車
匿名様	衣類
匿名様	ふきん

令和2年度 敬老会中止のお知らせ

御嵩町社会福祉協議会

会長 小栗正利

平素は、当社協の社会福祉事業に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今年1月に国内で発生しました新型コロナウイルス感染症は猛威を振るい、4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、私たちの生活や活動は未曾有の自粛を余儀なくされました。

その後、5月25日には緊急事態宣言は解除されましたが、依然として「三つの密」の回避や「新しい生活様式」の定着が図られております。

このような状況の中、当社協としましても多くの事業を中止しなければならない事態となっておりますが、何か実施できることがないかを常に考え、実行可能な事業については積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、御嵩町社会福祉協議会では、毎年町からの委託を受けて、満75歳以上の方を対象に各地区で敬老会を開催しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、敬老会の開催を中止させていただくこととなりました。

また、敬老会対象者の方には、出欠確認のために各自治会の福祉委員が訪問した際に記念品を直接お渡ししていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての方にお渡しするのが難しい状況となりました。

そのため、今年度は、新会員の方（昭和19年4月2日～昭和20年4月1日までにお生まれの方）のみに記念品を直接、社会福祉協議会もしくは各地区公民館（御嵩公民館を除く）へ取りに来ていただく方法で、お渡しすることにいたしました。

なお、対象となる方には、後日、改めて社会福祉協議会よりご連絡をさせていただく予定です。

何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。